浦塩港形況

市制畧論

米国フロスター日清交渉談

壹清土亟指示

洋学文庫
文庫8
J234

公侯鯖

浦塩港航行紀事

世人一様に危惧せし拘らず露国汽船パイガル号八例年の解氷期に先ち浦塩斯徳に向時航海を為さんと企てるハ毎年に比べ二月二十八日より並二日間ハ長崎より門司に廻航し石炭二百噸を積込専ら長崎に引返さ答ヘしも天候悪しく為め二十七日に至て長崎に泊航し白米及麦粉等三百噸を搭載し乗客ハ余等三名の日本人と西洋人男女十人許にて三月一日出帆の豫定なりしも天候悪しく時潮に居る折柄浦港より海上不穏の模様あるを以て更に電報を以て出帆を

見合せ〳〵と電報し来りしに依り乗客は終て
上陸し居る者数許もなく翌朝果て襲来せし
を以て船員も拠なく上陸せり三日の朝より
天候漸く静穏に渡し居るを以てやうて浦港
より何となく沙汰なるらんと待居りしに果て
五日の朝より天候同港より廻航せんとの電報
あり〳〵八同日午後三時出帆の事に確定し又
八乗客失を争ふて糸組埠頭に送別の内
外人と雑沓を極めたり
午後三時頃徐ろに進行を始めけれ八港内より
一露国軍艦アブワ及ナヒモフの二隻に送別の
意を表し「バイガル」号萬歳の声八耳に起て勇
ましかりし
六日晴対馬嶋を近く左舷に眺めて釜山沖
を通過し午後水天髣髴の間に元山津を望

風光の美言に可らず此日終日波浪最も
穏なりし
七日晴朝鮮一帯の山嶽測の俤に没して青
天碧海の外渡一物を見ず午後五時雨
計二十七度に下り船員警戒を果て暴風
雪より流笛を連吹して徒に趦趄せしめ
八日風雨雪後に歇て風伯尚暴を極む依て
夜の明るを俟ち朝鮮吉州沙羅浦に泊し
天候の定まるを俟つ吉州沙羅浦八元山津を
距る朝鮮里程七百里にして大湾之三面周り
又山を以て一巨岳大飛数十度を泊し得べきも
湾口廣きに過ぎ去る日の如く西北風猛烈の時八
困難歇らず此港亦露国の垂涎する処にして
午後三時朝鮮交改官高永寛なる者
屬官を率ひ一艘の扁舟を飛ばして到り船

を請取まして数日碇泊致しまして船を上り
船長と問答二時間ばかりして去る彼兵船と高船
とを繋せり船内露国士官数名ありて尺て
清国軍艦なるやと疑いて来ること船長の説
明を得て欣然たるの状真に児童に似たり
三艘海中の一珍事と
九日晴風波少しく收まるを以て午前十時
半出帆す寒気漸く加わり甲板上久く立ち難し
寒暖計寒度以下十三度なり
十日晴午前九時港口に入る破碎せし氷塊海を
蔽うて流れる大なる者八四五十畳敷もあるべく
思いのまゝ漸く進むを後て船を進行次第に困
難と碎氷船をラチ号周旋其力ありて二時半を
事港内の中央に投錨するを得たり
港は長崎港に三四倍して澳深く水深しと雖も
冬時は二尺乃至二尺三四寸の堅氷全港を固封し
軍艦高船の往来を妨げるの状
は言うに言えない寧ろ怪しと云へし
バイアの入港は港口より港の中央まで開破したる航路
を依りて漸く此航路は船腹の通行し得る丈氷
を破砕したるまゝ之を破砕するは煙裂薬或
は鋸斧を用ひ又砕氷船の力に依ること無き能
酷烈なる為め一旦日中に破砕したるも午後
四時より又氷結するを以て砕氷船は常に此間
を往復して再び厚層の氷結を五六寸にして
さる様運命せりかくて漸く港心まで破砕
し得るものは僅に一の血路にして此血路を中心
港口に船腹も少く油断すれば忽又閉ち込
からん有様なれば兵事なるも商事なるも其の
困難と不便とは始と名状すべからず

右のごとくして入港するあるう故ゆえ直ちに堅氷
と横たはりたる客荷用の馬車は氷上を縦横に
往来し其様実に奇観に堪へ碎氷船と云へば目下
僅に一隻にて其構造は通常の汽船と異なり
一寸見る処二千噸内外にして唯其前甲
鐵の少く厚きのみ其破碎の方法は船
を縦横に左右に運轉して凍氷を衝撞する
に過ぎず始て見る人は依然として
僅に一氷路を狭小なる一氷路の外満港内
を固封せり千々碎氷船なりと雖も何ども
さへ凍結せる露国の朝鮮に一の不凍港を得
人もまた汲々たるもの真に偶然にあらざるに
バイアムは嘗て初航の事として浦港在留の内
外人は一日千秋の思をなして待居たりしに入へ
投錨するや否や船中及氷上に群集し来る者其

数を知らず何れも奇事の氷海を祝し昔清
の新聞を得んとて歓詰墨くなり昨年十二月
初旬以来六十日間の出来事は電報にて僅に其
一斑を知り得るに過ぎず固より隔靴掻痒の嘆を
免れざるべく特に風説流言百出して事の真
偽に惑ふ者溢れ皆無りしに浦港人民の本船
の来港を歓ぶこと偏無にあらず五名日を人は
余の上陸するを以て識らしめ識らるる別なく
十数人集り来りて戦争談を問ふこと来る
且新聞紙を清国の状況を狂者の如し
浦塩の発達は西伯利亜鉄道竣工以前に於て八
幡に百戸内外の一漁村なりし浦塩斯徳の今日の盛
況を呈し将来益々の注意を惹くに至るべきは
其根本は実に露国政府の西伯利亜鉄道
の根拠を此地に定めたるに基り此鉄道は世人

の知らるゝ露國國南の改築上及東洋問題の一切歩を占守せるの目的を以て莫大の費用を擲ち起工したるあゝ此工事の債負及之に使用の為め若くハ諸役関係の為めに南工業者及労働者の来集せる者少からず且其布設の進歩せるに伴て交通の便日に加り為に商工業の開賑を来たすに至れり而て今や既に軍港司令部要塞守備隊義勇飛隊事務局東洋艦隊碇泊所等も此地に置かれ縣廳市廳裁判所海陸軍裁判所税関警察署陸海軍病院航渠博物館電信郵便局市病院銀行准中等校女子師範学校等の設置あり自国人の移住及他国人の居住する者年々其数を増加するの有様なり

此大鉄道ハ数箇ノ区域に分ちて起工せられ

り其中間に亨湖水河水ハ之を利用せり

若干を以て最早四分の一ハ成功したるの

全体の竣工ハ今後七年の間に完了せんとす浦塩

より起工線ハ既に所年十月二十二日ムウイ

ヨーフアムルスキー駅に達せり即三百六十餘露里

を成工したるまて目下一日二回の発車を為し居れ

り但布設材料運搬として臨時発車日々二

三回を下らず乗客未だ甚多からすと雖も一昨

年十月十四日より本年十月十三日に至る一箇年

間の諸牧入高ハ乗客運賃十一萬八千三百

八十円九十八哥手四り運賃一萬一千一百四十三

哥七十三哥貨物運賃八萬九千六百四十五哥

三十九哥其他雑牧入四千百三十五円三十八哥合計

十三萬三千三百四哥四十八哥一（当時の相場一哥ハ我

一四五六銭に当る）

汽罐車及汽車八自国製ヒ仏蘭西新規調製の
ものハ濠利亜ヶ注文ノ目下夫ヶ期定の場所輸
送せられ其搭載ハ一種精巧の新機軸を
出せりものゝ如し云
重もなる停車場ハ六箇単なる料理の用意あ
り乗客の求ヶ應ぜ便利ヶ容荷の貨
銭ハ今年イーマン停車場の開業ヶ共ヶ改正
公布せられ即千八百八十五年一月一日ヶ
爰旅の公告左の如し

上等客車一人一露里ニ付　三ヶ
中等客車同　二ヶ四分ノ一
下等同　二ヶ四分ノ一
手荷物　一ポード一露里ニ付　二ヶ四分ノ一
但乗車切符の等級に依らず国税として値格の一割
五分ノ一を徴集せらるゝものとす

西伯利亞鉄道八爰ヶ露国政府ヶ回南の志を逞
うせる道の一の道途ヶ見て以て此事業八最大最
先なる政府事業の一ヶ其布設ヶ起因せる浦
塩の発達八其鉄道事業の進歩ヶ伴ひて
進歩せんきハ必然の理ヶ但露国財政の不整
理なる一昨年来此布設ヶ放下せ一き資金の
不手廻りなりし為め工事八豫定通捗取らさ
りしと雖も日清事件八非常の感覚ヶ露
国政府ヶ与へ露国政府八一日も速ヶ此鉄
道を成効せんと覚悟せり其成効八豫定
年限ヶ早きとなるも決て後ることハなる
しと云

日清戦争ヶ関し露人の感情　露国の東
洋ヶ於ける利益ヶ英国の東洋ヶ於ける利益ヶ
の到底両立せ得ざるハ明白なる事
実ヶ十九ヶ早晩二者の間ヶ衝突を来ら
到ること世人の均く欲する処なれハ露国ヶ東
洋ヶ於ける局面ヶ彼ヶ衆世人ヶハ事端とも

清国なる日本なる釈知る候べきは一切らるるハ
彼に於ても固より熟知する処なるべしと雖
従来彼の眼より視て日清両国義れらし
ハ無論国度く民衆き清国を重きを置き
日本ハ比較上共に劣きものと視做居るるも
しまんハ今回の日清戦争に於ても吉初夢
も今日のわき結果を生ずべしとは思ふを降
国の力強合ハ早晩乃ち弱の手を借り、後始末
を付くる事と欲るべし仔考其右若し占むき
利益のみ多くあらハ核々手を延さんとも
底意ハ知るべ為ん然る事の成行ハ去れ
ども日本ハ連戦連捷の勢を乗じ支那の要地
を分割する迄の有様なるべしと従来日本
を以て掌上に翫弄し得る一小邦と看做せ事を
誤見なりしを悟る共に支那の体格に似合ハぬ懦

弱極る半ば国なるを心付き為に露国ハ我邦に
対する感情の一変を後るを見り蓋弱を憐み
強を妬むハ人情の常なるに加へ日本今回の
壮挙ハ露国をして俄程の最怖心を惹起
さしめたるのみ也露国ハ西比利亜鉄道を朝
鮮の元山に延長せんとの希望を加へ
現在の同鉄道線路ハ除く北部に偏し守る
し不便不利多きも故に線路を作りて
目下布設しつゝある也実ハ彼国の為に其
本心なる哉ハ支那満洲の一部を得て一直線
に露都に達せんとの希望なる哉と問く知る日本
戦勝の実際ハ彼邦特来の計画に抵觸も
所なるべく折角思立る希望も或ハ為ら
ん水泡に帰するの虞なきにあらざるべし彼邦
人の我邦人に対する感情面白からず浦塩

まて発行せるイラストリツク新聞のわさハ何人も
もく日本の戦勝をあ津につけ上役この虚
疲を揚げて中傷を試る抔其挙動の如き
しきて言語を断くるに又余り浦塩滞在中
ゆも日露戦争近し破裂せん日軍直ちに
浦塩を衝き来らん彼泊軍艦ハ堅氷破碎
のゆへ直ち義勇出准備を以て如港をつ要塞
砲兵ハ近く多数送来へ抔抔を尽談ぜり
さり
浦塩駐在兵の不規律　浦塩ハ露国東洋
艦隊の碇泊所なるのみならず東方攻守の
守点として陸兵の駐在せるもの年〻其
数を増せり余り滞在ハ氷結期なるを
以て海軍〻人と就てハ根拠を遠ク得さる
も陸兵と付てハ数名の観察を為し得る

失ひ一見して其身体の矮小なる其相貌
の野鄙なるを見て西洋人の如く粋なる
其武装の粗野なること其挙動の静粛
なる久くて其列中にあるて左顧右眄更に
規律を守らざるを其散歩の時に喧乱砕
して憚らざるを一見して軍人らしき態度を
具へたる士官の如きも優柔婦女子似たる者
多きを見る又兵営ハ港の両岸にあり砲台ハ
港の西外到る所に点在せるも用を為さざる甚
だしと三月下旬地駐在の兵士ハ凡三千人中
て鉄道ハ僅〻金通せざる為め内地より送兵
せるを能ハず且地方石炭糧食とも乏けれハ
一旦有事の日に至らハ之を守ること甚易
らざるべしと思ふる
露国東洋艦隊ハ結氷期を除き大抵地地

く礮臺場こゝかしこに多くの吏司令長官ハ
是迄中將より本年一月来海軍ヲ將アレ
クマー氏を以て之ヲ佐し其艦隊ハ左の如し

一等巡洋艦　四隻
二等巡洋艦　六隻
巡洋艦　六隻
水雷艦　二隻
水雷艇　三隻

乘組人員総計四千三十三人

市街の模様　市街ハ丘陵を開拓して支店
改ヲ開き得るハ東西二哩金南北一哩金之人家
凡三千余ありて高楼大厦甚だ美壮中ハ更壮
観殆し東洋ヲ於て見難きものあり初めての人
港内より之を眺めハ西洋ヲ遊ぶ心地ヲ市
街ハ二十四五町もあらんかと思ふるハ海岸
通ありて西停車場より東ハ水深ヲ到るの間ハ巨商
大賈軒を接し官衙民間ヲ得て人馬の往来
織るが如し道路ハ高低凹凸一ならず且馬車の
往頻繁なるヲ以て余の沸沼中ハ横宮の踏固め
こゝに路上於一吸ヲ及ぶ日中の暖気ヲ溶解され
ハ泥濘靴を没し歩行ヲ艱む加之馬糞
及び乳臭し臭気堪ヘ難く間く例年五月
頃より五月ハ強風日に砂塵を捲き殆し濃霧
の中を行くの観あり
地地ハ北風多くして風吹く日ハ殆ど
寒気の峻烈なるハ之の為め故ヲ外出ハ
毛布の厚くして裾長く踵ヲ蔽る外套を用い
土耳古風の毛帽ヲ頭巾を被て頭部ヲ
捲き手袋ハ固く靴を之も二重ヲ穿てり耶
蘇も四肢ヲ露出さるちハ忽感冒を失

之を以て其以家屋の建築完全に用を等ふ
頗る防寒の為心せり
例年四月迄は海も尺も山も尺も積て
雪と氷とを一望皇然たるに過ぎざるに
もあらず一島の声さへ更なきに人は其荒
涼落莫なる天地の殺風景に手を敗壊と
云へ計りの有様なりかくて五月頃より氷れは自
仗の夫山と二面の自然生徳寿草発生春色
然として掬すべし云
西伯利亞沿岸黒龍江州の移民は露国政
府の奨励に応ずるものなりて浦塩は
東洋の一貿易港として年々世人の注意
を惹き殊に西公地より入るものは
旦ノ〳〵クスノハボロフカ等内地の都府を経
過して遠く故土非常の速力を以て開け行く
有様にて雪解の候より家屋の建築漸
々土木刺る処に起り工人の声耳に満つる
程なり云
偖現今の市況は如何と云へば一昨年まで
不景気の方にて昨年は甚だしきに至り
因に伺へば元来当港の商業は人民相手
にて政府及官吏相手にて一昨年来政府より
鉄道布設に取下げる況金は不動産の為
に金融の困迫を告げ又当港は文武官の俸給
は最初後域新開地の事にて定俸の二倍若くは
三倍を給せられしに一昨年本国より司令官の
来るに郎其生活の費澤にして且土地柄に
外に不自由なるに人数に従来の増俸を廃
し未俸に復せられて以来非常に
金融を告げ官吏は引上居て心を貯蓄

傾くるの有様となるべきもの其重なる原因
なりしと云へば昨年来の景気の一変せしを
人々は日清戦争の影響なりと考へ
為め年々支那に入込むべき莫大の金額
も非常に加之中等以下の商権を占むる支
那商は本国商の恐慌に為替の利益なきこと
なる又支那商も成るべく金銀を握り込の傾
向を生じたるの結果なるべし
浦塩に於ける従前の商要は一攫千金の時
代なりしも今や其時代は過去て将来資本の時代
となれり即ち物代の沿革なる今日浦塩に
於て巨万の富を累積大厦高楼金港雄視
するものは皆十数年前に於て一文
なりの赤手を以て或は五十銭の品なりしの資本若
くは物品を携へ来りし冒険家の数

なれば彼等の当初此地に来り労働者は商
業を初めしは殆んど其資本利益は実に今日の
四五倍乃至七八倍に当りしと云日本人の最初より
日本品を持渡りしは吾輩も一個のマッチを二銭
乃至二銭五厘に売りし程なりしと支那
商人を始め露人多数商人の入込むに従ひ直
接の競争起るに及ひ元来直接に領事
なる軍人等も進て其輸出地の相場を知悉
し為めに現今に至ては一割乃至二割以上の
利潤を得ることは頗る困難となれり左は今
後浦塩の商賣は一変して資本と真正地
道の仕価なる時代となるべき模様と
浦塩商権の主なる不動産中等以上の
商権は独逸人に帰し以下の商権は支那人と
なりしと云へ得て不公平国人にてもセベロフ商

会及ビチユーリン商会の如キハ優ナル方ナル雄視
セシ為メ外国商人ニテ市場ニ際立チテ大勢
ハ安ナル右二国の商人ニテ日本商の如キハ治ト
顔色ナシト云ヒ可シ殊ニ支那商裕和桟
カ如キハ日本商ニ対シ描キテ盛ナル日本品ヲ販売
即チ支那商人の間ニハ信用取引行ハレ居リ
右の外佛国商人ニテ目立ツ者モ二人ハ有リ
英国人ニテハ全ク第一ニ朝鮮人の帰化シテ張
鍾ヒ有リ人氣都テ日本人の上ニ立ツ右の如キ中
等以上の商権ハ独人の手ニ在リ為メ浦塩の
大商賈ナリ（府）キ改事ニ業の受負ハ本国ノ商
人ニ在ル独逸商人ニテ占有シテ居レリ露商
の最大ナルハ前ニ記シタルセベロフ商会及チユー
リン商会ニシテ独商の最大ナルハクニストルベル
ス商会ニセベロフ商会ハ世人の知ル如ク露国政府

の保護ヲ受ケ居ル汽船会社ニシテ銀行事業
及諸請負大問屋ニ兼業シ目下東洋航海ニ使
用セル汽船四隻ニ有シ黒龍江ニ使用セラル
二十隻あり外ニ雇入船あり又製造所三ヶ所ニ
有セクンストルベルス商会ハ日本郵船会社の代理
店ニシテ是本邦ニ世人の知ル所ノ商会ハ浦塩ニ
於ける第一等の商店ニシテ雑貨ニ市業ニ銀行
保険等ニ兼業シ伴頭四十余名ニ雇使セリ
支伴頭ニハ日本人支那人ハ国ノ東西諸国の人ト
二三名ツヽ使用シ居ル故ニ取引人ハ支国人
ニ思ハ伴頭ニ就テ売買ニ辯ノ言語の間違ヲ
ル生ハ生モ多ク安心ニテ用ヲ達シ得ベク又
便利ハ他ニ多ク見ル処注意用到ニ云ヘ
此外リントボルム商会（船渠清夏店）ランゲ
リツチ商会（目下雑貨ハ売高ノ部高ニ変更

十）亦宏大なる者名づけて東亞商
会の跡を引受けらる杉浦商店傳を指て屈
もくきの外
最初浦塩に商界に信用と勢力とを以て利益を
制しうるもの中に論日本商人もあり支育力
ある者は露商独商等とも頡頏して直接に鉄
道の御用を始め政府の請負仕事を引受さら
事ありしに今は全く一場の夢となる日本商人の
衰微は見るに忍びざるなり抑政府相手の商賣
は一種の悪弊を行はるゝは別段同様なるも中も浦
塩の露人は此弊殊に著しきものあり為め浦
塩の商人の支向さるの志政者と交際する費用も
中に尠からざる中にも必ず有る露商は地点より
仲最強者の便利を得又多年刑法往来し
て八百留の巨富を成しうる独商かわき治し露

商を凌駕するの勢あるに反し日本商は第一
に成始息に安んじるの風あり白米麦などかわき
最初は全く或る日本商の一手に帰し居りしも
遂に競争に手強く能はずして露商の手に奪
はれ今は僅に麦百清負を残して自ら安んじるの
有様なり即今日の日本商は独立して商賣ウ
しき商賣を為し得るの見込なしと断言せら
を得ずして尚ほ述べざるべからず中等以上の商権は
独商之を占め以下の商権は支那人之を専
ら日本人勢を増しつゝあり日本商は商賣
上何等の点に於ても信用と勢力とあるべく
只引込思案なるもの又殊に一昨年来の不
景気の為め困難も亦動かざるべく其前途
を思へば実に憂ふべきものあり
目下五万日本人の数は千二百名ある而して

亡き者か商業を営居る者ハ僅ニハ軒ならの内
中ハ店うつくもあり双店もあること之を反て曜
業店ハ同く八戸あり西洋国の陸海者も今も
恥て之を営まざるを日本人ハ之を為て顧ま
同国人にして安き冷汗背を霑さしむ其他
青年者労働者か五銭を得
青年者労働者か五銭を得ハ一時の幸利を得
ゝ直ニ変して情実者と為り破産戸と為り何を
ちて乃ち者ハ居るや怪まゝ者甚多し我
労働者中大工石工の賃銭ハ一日一円三十銭乃至
一円五十銭仲仕賃一日七十銭上夫需用勘らす
ゝ最初ハ鉄道局夫役ニ使用されしも不身持等
の為め信用を墮せしとせゝ上方の支那人ら政
ゝして柔順ニ勉強せらる故ニ土木工事等
今ハ大概支那人の手ニ落ち日本労働者ハ
僅ニ石工のみ少く鉄道局ニ用いられ居るのみ

から有様なる為め支那人ハ却て一般ニ好感
情を表せられ居るニ反り日本人ハ一体ニ蔑視
され浦塩新聞の如きハ日本人ハ支那人朝鮮人
以下の人種と為て論じ来る事あり日清
戦争の当時ハ露清人ゝも以て外ミ事ニ
異日本人近て支那の屬国なりと云為
評論して憚らざるの有様なりしを以て若戦
争か結果仮令敗北を換へるハ五為日本人ハ
如何なる悲境を決論せしや知るべからざるに幸ニ
戦争か結果として露西亜清人も少く遠迄
気味あり日本人ハ得ゝして闊歩する有様と
なりしも是所謂立威張ニて之を利用して
高壮なる利益を回復せんとするの志念を
懐く者ゝ人も多き有様なるハ嘆ハしき
次第ニ

日本商人の欠点は事に奇利を割きて巧みに
て永久の經營を忘るる五十浦塩に於て最初
得たる信用も勢力も前述の有様に陥りたるを
以て今日復た内地に入り以五百里千里の奥に各
駅毎に日本男女の到らざる所なく酬業四業に
其数は二三千人以上に達云
辛うして数多き日本商店八軒の中重なるは
雑貨店を主として支那人若干の商業をなと
雖も支那商中に既に強勢なる敵手者を生
じたる有様なるを以て僅に餘喘を保つに過き
ず一寸見受けたる処製品甲細工及舶載物の如き
の需用多くして相当の供給者なきが
故に支那人中の有力なる販路を得べしと思はる
現今支那人の支配する者一萬餘人朝鮮人の
支配する者二千餘人許り数十戸の商人を除き
餘は多く労働者にして苦力の役を勤
働は妻子使等の受持にて貧困の用意
して置く街頭に集る有様中に清国一朝鮮
人は官吏改府より之貸渡して市後の山麓に廣闊
の地面を給せられ一村落を為し走て開墾
の模様に又支那人にて此社会に入る者多
と云
露国政府は自国産を保護する為代の輸入に
対して苛酷の手段を講じ輸入品に対する
関税を高くして繁雑なる最初陸塩は
烟草の如き輸入自由の港なりしに明治二十
二年以来諸種の税目を布せられ招附本
五ヶ近プードに付金貨二円二十五の苛税を
課せらるるに至れり其初日より年々多額の輸
入あり招附本は今日同港に於ける露国歳

のもの一個二銭なれども拘うも狂上之を競爭するも
紙はさる有様へ露國茶のもの八茶法を於て決て
日本茶のもの優さるを非れも城國を於て一
個二三厘のもの一個二銭のもの〻競爭して輸
入も紙はもと八只驚くべきの外也を露國
政府の方針八巻〻保護と傾き年〻其区域
を擴張して沿海漁業を就ても本年三月
新規則を発布し自國人を始く止寛を外國
人を主て止厳なるの方針を定せり浦塩を
通商港しもも者八前途深く地点を注意せ
さるべからず

右のごとくなる故を石炭及び原料の石炭なる
拘うも茶生業八寡を同港を於る其眼の高人
有中〻て大を注意して為る不べ目下茶生
業八未だ多〻なる八指附木茶生所麦酒
茶生所菊酒茶生所煉瓦茶生所
麦粉茶生所豆油茶生所煙茶生所
茶〻ん〻規模八小〻〻狀大ならず
故を前途最有望なるべき八茶絲業へ目
下生糸の輸入税八最少なれども更を税を賦
課も〻き八近〻二両年の中を五〻〻八陸を蓋
の秘密なるべり絹物八同地を於て最も需用
多きもの一にして八或伸南の地を八日本より
桑苗を取寄せて度〻〻〻培植して女
等を輸入して大を茶絲茶絹の業を起
さんとて由〻計畫し居れりと云
此外注意すべき八陶器石炭及他金銅
鉄坑業之石炭八茶生業の盛なるべき航海
業の進むを從て需用日を急なるの有様な
るを中を西比里亜鉄道を於て石炭を使用

まもなく ちゃハ（目下鉄道ハ木材を焚居るも
明年ハ石炭を用ひ（しと云）莫大の額を需用
もしも出来ん況や東洋艦隊の増加勇
艦隊其他商船の入港頻繁なるに於てをや
（昨年の入港総百三十二隻之）
当地石炭の供給ハ今日の而茨城連嶋及び
日本うせり薄崎連嶋の石炭ハ殆ど尽き義
と称し其炭質も亦劣る美へ目下一箇年の
出炭高ハ一万噸乃至一万五千噸を過ぎず
コスキー氏（甲将相当官）ハ手販業者にて需要
只主として義勇艦隊之用炭ハ追て供給や
ざき骨仰者を養り得て寧ろ採掘ざるの計
畫へ考へ完全の目的を達するハ資金百萬
圓を要さ（しと云日本炭ハ之近き高嶋
炭及唐津炭を輸入せり其相場近年ハ一噸

ナ（当り十四弗の間を上り
浦塩より物産として他へ輸出するものハ治とし
て材木及昆布其他少許の海産物を又昨
年方ハ輸出せるのみ日本より輸入せるものハ
白米を第一（一年凡三萬石位）とし其他ハ
こゝら雑貨と塩ハ多少宛あり其ハ塩魚ハ
中国之但漁業者ハ一般ハ西洋の固堅塩を称
美せるを以て日本塩ハ使用多量ハ輸入の定
ハ第一日本の車軸油ハ鉄道の方ハ捌口あり
撲樣之我セメントハ市（着ハ浜ハ）為ハ
評判宜しからず但壊樣次第ハ全く絶
ずるに（きものなれども而して余り茲ハ一工業
として有望なる（きと感ずるハ鉄工之当地ハ之
歳厳しきの故ハ窓戸其他大小の器具以上
字を要するより鉄其他金属を使用する

多く而て鉄工所とハ一軒もなく皆
之を輸入に仰けり若地工業を起して製造
其他脩繕に応ずるものハ其利益恐くハ鮮少
ならざるべし

土地の所有権ハ三年前迄ハ之を外国人に許
さゞりしが未だ厳禁なり且前述の如く自
国人を保護するの故業更に厳密なりと
雖も傾向あるを以て有用の事業若くハ土
地を所有せざれハ為す能ハざる事業を企
画するハ露国人と変化するの利益大なるを故
に他の洋人かも地坪の事業に熱心する者ハ
露籍に帰化し露人を聚ふを往々にして
所々に云
地代及家賃ハ高きハ東京の市街地に三倍
若くハ五倍せり

物価ハ内外品共一般に安く米も七八倍の費
用を以てするに非ずハ日本人に比して同等の生活
を為す能ハざるべし
日本人にして土地家屋を所有するものハ貿易
事務雑貨浦商店及青楼大酒店の如き云
ふ
沢渠ハ浦塩に於ける大工事の一にして其規
模の広大なるを以て人目を驚かす冬時凍氷中すら
渠内固く堅氷を以て凍結せらるゝハ工事
ハ全く休止中の地工事ハ五年の契約にて
トボルム高会社を請負ひ起工以来既に三年
を経過せるも踏査に等しく竣工に至ること甚
ハ遠き模様なり
本沢渠の外に浮沢渠あり浮沢渠とハ其名
の如く海に浮ぶる沢渠にして鉄木を以て樹脂を
根基に修繕せざる沢を載せざるべからざるハ機械

て之を相当の低度に決め載せたる点は之を浮かして立事を旅もて得る仕掛に桂一個あり大抵之を供債として用いわ恒に一桂にて足る

通信事業は狩不勢却偖て電信郵便の配達往々遅延し時或は美山に書状の失方を達せざるこもありと云

貨幣の不完全なること驚くに堪えたり

市上に流通せるものは一留以上の紙幣にして此紙幣は全貨の同留と交換せ〻き交換券之迄

〻其交換は何時交換せるや明らかに十年の後に乃至五十年百年の後に改府の都合宜き時に於て交換せ〻と云

あるを故に信用自ら薄く金貨と雖も一留に付五十五円乃至六十円の美あり又補助貨幣は銀貨一留五十円二十円十円銅貨五円三円三円二円一円半五十銭の銀貨一弗は紙幣に換一七十五円乃至七十五円の割合に其製造法の粗雑なる表裏に辞せざるものあり二円の銅貨にして五円の銅貨と同形なるあり大小弱く規律なき〻あり貨幣の不信用亦物貨高直の原因なるべし

警察の不信用不行届にして夜行の物騒なるは亡命者の外なり各国人寄集るを事として人情も頗る軽薄にして二三年前迄は路上追剥若くは人殺しなどして之を認むるも如何ともなす能わざる者も多し之を関なるを良き駅伝なる事なるべし

偽罪人を補縛するも多少の賄賂を得れば欲然放免するなる事あるのみならず巡査却て盗賊なるの有様なり由之今日にても夜分町外れを通行は危険なる仕と短銃刀剣を以て追ふ

まりて土地人なるの殺害せられ雪解となりて
死骸の出るを待つまでこれを夜間の
其ハ物凄き程し
教育月ハ頗る不完全なる有様之露国人ハ一体に学
識ある者少く教育の事ハ餘りこれを重視
せざるやに見申但浦塩にハ准中学校あり女子師
範学校あり相應に生徒あるの如し
浦塩其他の高貴ハ悉く角西氏利亜鉄道内
地に連なるに従い各市駅地に進入せんとする露人ハ
少からざるべし就て最先に必要なるハ露西亞
語之英語ハ各国の市場到る処通用せざる
も独り露領にのみハ全く通せざるなり
露国人の事なるハ多論英語を習ひ居る
相違なきも最も親密なる間柄にて非れハ
之を操るを快とせず露人と英人とハ中悪きと
大に猿の如くなる為め其国語を操るを快と
せざる状甚奇なり故に商界の通用語さへ英語も
露国に入りてハ殆んど其用を為さざるに至て今後
露国に於ける商業に従事せんとする者ハ先ず
露語を学習せざるべからず極めて行要し

物価表

物価を詳細に掲げハ市場の景況を明かにする
の便なるも為め暫らくこれを略して只其概要を
左に掲ぐ

白米	麻袋上一布度	二留五厘
同	上等 同	一留七十五厘
同	中等 同	一留六十五厘
同	支那産 同	一留四十厘
食塩	独逸製同	九十厘
同	露国製同	八十五厘

同	米国袋	七十五斤
同	日本袋	四十斤
棒砂糖	同	六貫五十斤
角砂糖	同	七貫五十斤
粉砂糖	同	六十二十五斤
磚茶	支那袋一箱	十七貫
セメント	露国袋一樽	九貫
同	独逸袋	八貫五十斤
同	日本袋	五貫五十斤
麦粉	米国袋一袋コーデンケーブ二貫五十五斤	
同	テーブルセント	一貫八十斤
更紗	露袋一露尺	十一斤ツヽ十二斤
石油	露袋一箱	四貫五十斤
石炭	一噸露産	十三貫
同	日本産	十四貫

同		十三貫
同		十五貫
コーノス	同	七貫
白絞油	一布度	七貫五十五斤
種油	同	四貫五十斤
豆油	同	六貫
豚肉塩漬	同	同
牛肉	同	八十貫
綾木綿	海狸印（千五反）	百三十二貫
生金巾	龍印（五十反）	百二十七貫
同	獅子印	二百二十貫
同	四人妹妹印	六貫ツヽ十貫
綿支那産	一布度	七貫ツヽ十四貫
同	日本産	三貫五十斤
洋釘	一インチ	二貫
同	二インチヽヽ八インチ	

シャンパン酒　一ヶ佛国表　七十五留以下　代五留

麦酒　一箱（四ヶ入）米国表三十六留

同　独逸表　三十八留

同　魯国表　二十四留

同　日本表　畑　三十六留

ナーワカ酒　五留四十匁

魯西亞烟草　一箱　五十ヶ　内九貫　四十七留五十匁

同　内八十貫　三百八十留

右ハクンストアルベルスの調査ニ係る其一布度ハ
我四尺三百二十目ニ当り露一尺ハ我曲尺二
尺三寸四分余ニ当る

（明治二十八年三月一日調）

為替相場　日本ヘ取組の最近概表ハ次左

日本銀一圓ニ付

二十七年十一月十三日　一留三匁

同　二十五日　一留二匁

同　二十九日　一留

二十七年二月四日　一留二匁

同　九日　九十八匁

同　十七日　九十七匁

二十八年一月二日　九十八匁

同　三日　九十六匁

同　七日　九十五匁

同　三十一日　九十四匁

同　二月七日　九十六匁

同　二十一日　九十七匁

同　三月十日　九十六匁

同　十七日　九十八匁

同　二十日　（一留）一匁

御製 成歓驛曲 廿八年七月

ゑも水無月のそらたしめ　京城中よ
り出給ふ　押立てゝ敵兵の
みち遠けれど勇みつゝ　敵のありか
をたづねゝ　作候の兵士ども
心せくまゝ日はくれて　くらきハタら
し闇の夜を　たゞとゝ行ら子進みり
安城渡りて夫ゝ　敵兵の船
守るとも　多く数をつくして
せめよせ　成歓浦の
砲墨を　夫破りつゝ　月山営
をやぶりて日のもの　武勇ハ四方よ
かゝやけり　武勇ハ四方よかゝやけり

皇后陛下御御製

ちろハ明治の二十七　長月おりゞ諸軍
勢　大同江の急流も
唯ひとすぢ　平壌城下近
つけハ　砲墨あまゝ築きて
盛字奉軍毅字軍や　こゝ外
諸軍ときまろ
守りて　敵志雲のつはものち
砲烟弾雨をものとせず　をゝめ
くいさみゆき　おもてもふらず
攻めつる　あまたの敵をふきらひ
秋の木の葉とみてれたち　烟りの
うちに散らせ　そこでの上月の
市後　こゝろくかゝけてきちうきの
市代第代をなふこ　市代第代を
うゝふあり

フオスター氏の交和談

李鴻章の顧問として清国に聘せられ李氏共に日本馬関に来り平和交渉の件に斡旋し合衆国公使館務卿たりしフオスター氏今已に本国に帰して華盛頓に立り近頃若の訪問に答へたりしと云ふ

馬関條約

は過日来日本に達せり半島を還附したるやに李伯伯の局に当れる者は皆誠実にして履行せらるべし只憂ふ日本も定て其真相を諒せらるべしきは北京に於ける一團体の尽頭極尾之に反対せらるべしと雖て其首領は誰を賞

張之洞

之身は南京総督の主任に侍り鈴高くも般優に他の頭顔を操縦して中堂に致命的打撃を加へるに足る現に暴き中堂の馬関より帰りしの日のかきも彼の意は其北京朝廷に伺度きものは後れざるを利し手段百出逆に他をして

西太后

に近頃愛てくからるるもむるに五九し更十年一日のかく水魚の熱契あり西太后は已に其棄てらるる中堂の困難国に知るべきの外勿論余は本子を以て日本の政治家に比せも其れ

日本の政治家

は概近世の教育を受け且断へも活眼を宇内の大勢に注きつゝある拘らず本は尚其国民に国育ある迷信を抜懐し一例を挙れは彼の最きに馬関に於て傷きらる際急命を本国に発し道士に嘱して神符を焼き以て面部の鉄丸を消

滅セシメンヿヲ期シ且全ク其ノ頑陋執拗の夢を撃破せら然ハされハ之無れば若し支那ニ於て亦一派の人物を求めあらんには必彼さて余り断言さるヿ躊躇せさる能ハさるも而して今や乃ち無かり余ハ亦支那の為ニ悔無ク之ヲ為す者あき能ハさる支那ノ債金ヲ支拂ふヿ就き

露国の公債

て甘諾しさるハ免地位の失策まさに再び之あらさらんヿ国人ハ多数しさるを但今ハ初二回の債金ヲ失ヲ地公債ヲ得徐ヲ六個年ニ順次支拂ふヿとされハ支那の財政ハさ迂困難あらさらんヿ随て若し理財上の才幹を有する者あれハ一切の度支を整理せるを緩ヲ徐ヲ以て言ふき

のみ其れハ地故ヲ馬関条約の実際之を履行せ

ヿ能て敢て甚しき困難あらさるに随て異日地保約を履行せる能ハさるに至て復び事を矢馬の間ニ角ふるあらハさるは当事両国の意思ニあらさるに全く他外国の干渉若くハ使嗾ニ出るヿ

一一外国の干渉ヿ就き多ヿ言ふき八暴き例の

獨佛露三國

多時局ニ干渉しさるヿ是ハ露国の干渉を敢てせさるヿ其東洋ニ於て亜細亜の北太平洋岸ニ主権を争ふ点ニ於て理由あるヿ非ス而して佛国の干渉ハ亦強ち驚くへきヿ非ス獨り獨国の干渉ニ至ては其理由果て何くにあるや余ハ今日まて未だ其真意を解する能ハさる且や大日本及支那ニ於る英国人も其本国政府の無干渉主義を固執せる之を復頻ニ怪ミ怪ミさるヿとなるべし

内閣の懶眠ハ其事露国ニ東洋問題を整

斬せられんとす憤慨して止まざる処一髪の機
僅に熟して長蛇封豕の口吞噬を逞うせんと
爭わ者果して地のみきら然れども外界諸国の措置
彼等の為す所を一任置け地時地際余り独り
世界を誇耀し得る者ハ

合衆国の厳正中立

是之紛々擾々野心を成就せんと狂奔せるを
他人ハ擅ままを為せ然れ敢てせざるを面もち
て終始給糾の圏外に享立しるハ誰ぞや
あらゆる機会を利して支戰両国に名誉あり且
繼續すべき平和を斡旋しるハ誰ぞや合
衆国ハ支戰両国に些の悪感情をも懐
せざりしと世界に向かくの評を下さんとす
華盛頓国務省の数頭顱供に日本及支那
駐在の公使領事等彼等の事を判断せるの唱

と機務を辨ずるを誤るき事と八優に支戰
両国の意偏を致しるし世界の尊敬を来しる
余豈深謝せざして可ならんや

臺湾彰化城土亜精示廿八年九月

痛哉吾臺民從地不得為　大清国之民也吾
大清国　皇帝何嘗棄吾臺民乎有賊臣焉
大学士李鴻章也刑部尚書孫毓汶也吏部侍郎
徐用儀也我臺民共汝李鴻章孫毓汶徐用儀
有何讐乎　大清国　列祖　列宗に汝有何
讐乎　太后　皇上に汝有何讐乎汝賊將
祖宗祭祀之地陵寢廟近之区割媚倭奴
祖宗有知其謂我　太后　皇上何尚旦不足以快
汝意又將関係七省門戸之臺湾海外貳百餘
年戴天之仇臺湾　列祖　列宗深仁厚澤

不使一夫失所之臺灣全輸之倭奴我臺民非不
能毀家紓難也我臺民非不能親上死長也我
臺民非如汝李鴻章孫毓汶徐用儀無廉恥
責國困位得罪於 天地 祖宗也我臺民又
毋妻子田庐墳墓生理家產身家性命非表
於倭奴之手實表於賊臣李鴻章孫毓汶徐
用儀之手也我臺民弱無所憤無所洩不能呼
號于 列祖 列宗之靈也又不能哭訴於
太后 皇上之前也均是我也為國家除賊臣
而我尚得為 大清國之雄鬼也凡我臺民上李
鴻章孫毓汶徐用儀不共戴天無論其本身其
子孫支伯叔父弟姪遇之船車街道之中各棧衙
署之內我臺民族出一丁各懷手槍一桿快刀
一柄登時悉數殲除以謝 天地 祖宗 太后
皇上以償臺民父母妻子田庐墳墓生理家產

生命無辜受無讐受李鴻章孫毓汶徐用儀
之毒害以為天下萬世無廉恥責國保位得罪於
天地 祖宗之恫戒除京師及各省碼頭自行
列告白外凡有血氣者恐未周知責報館食毛
踐土有年主持公論有年向為我臺民所欽
佩茲奉上申報滬狀新聞報刊資各四元
請為逐日用大文字刊登報首亂臣賊子人人
得而誅之 聖訓昭然責報館如一一照登我臺
民自一綫生氣必四啣報如將賊臣名字隱諱我
臺民快刀手槍具在必將所以待李鴻章孫毓汶徐
用儀者轉而相待生死呼吸無怯齒芥責報館
誅之

大清光緒戊戌年肆月臺灣省誓死不二不
與賊臣俱生之臣民公啟

祐亨 宮內省侍所中山東熙白文人
照子作

次第にて天皇代のたかくなりて昇る朝日を仰かん

頃は明治の廿八年皇代七十五代の大君は、神武の
帝のみかゝの英明の君なるせるに（百官）民を憐み国を
富し陸海軍の擴張を御みつからつとめる宝筆
やすらかなりしかは皇威美しいよいよ輝きて智仁勇を
兼ねる文武の俊才みちゝて、（上歌）人かゝの雲井の
庭を集れり〳〵かゝみ鏡なる秋津洲の国は中なる
海を陸海軍の勢いは破竹のゆく進みゆく折からとて
開戦の大御詔をかしこみて隣国朝鮮の独立を
助け清国の頑愚をこらしめて東洋の大明を進め永く
平和を保ちんとの大御心を心として諸々の軍人連れ
功名手柄し御稜威を世界に輝かやきんと一命をなげ
献げ奉る人は死してやみぬ武士の一念つらぬく日本
軍向ふ敵なしなりけり〳〵（一説）其時皆大君の恵く
世のいつくしみの御をしへ詞 兵は聯合艦隊司令長官の軍

中将伊東祐亨と云ふ我事也扨も幾度不肖の某大任を蒙り
去頃黄海或海清を提げ奏上すると偏に天皇陛下の
御威徳且は将校水兵等の尽忠の致す処なれば其時
の功績御賞美勇れ急き一に是帰宮せよとの宣旨を
受け程なく今度嶋大本営に急きの我君の
大御恵深き夜は（嘶）（急き）（初）（度）大
海も波も穏やかなる〳〵ものを松島飛聯合艦隊引
つゞいたつる烟の遠目よりこれは急ぎ日の中に近つく
うるや朝霞たなびかれつゝ港に近づく我の港
日の大御旗かゝやり君の御恵の美味の声に引れて
度出るや大和岩の見まもり（シテ）（急き）（初）（度）大
和岩の御もとに名てやすらへ来候者へ一人は第四
祐吉と云へる列を仕て出るべきやうに奏聞して乞ふ
侍役同
心清水やすて美濃国中さうたるまての其時伺候の
人々は徒大寺四大臣仕義山和四つ大臣川上参謀長

始とし天武の百官並居て君の出御を待奉れハ
やゝ龍顔うるハしくいと御あり〳〵かしこくもいと有
難き御詔り中将ハ恐れ入て感涙の外なし
又伺
いなく司令長官より申ハ只今の勅詔を拝受
拝義仕りて御恐多くも御宸筆を賜ハりし御
面目此上なし我等も悦申ハ各々今の勅詔をハ今
日伺候の人々も兼ねらせやさ〳〵在の間に之を讀
上げ候へ扨も此度日清開戦以来連戦連捷朕
満足と思召所へ之を全く忠勇吹類なき海功の
多きまゝ凱り就中北洋艦隊の最後の始末朕の尤
感賞して止まざる所へかの康済号を使ひとらせて
丁汝昌の柩を送らせつゝハ礼あり義あり計ハ指揮
の立きを得ざり侯洋に嘉賞と又別御ことのハ
ハ此度水雷隊の攻撃ふいまゝ世界の海戦史よ
多く見き所なれハ攻撃のさま御覧て物語ハへよ

勅詔をハやて御前を語られ〳〵ヒテ宣旨をもとゝハ
恐あり〳〵ハこゝて参内申ハ人抑〻山東省威海衛
と申ハ山多く水深くして湾内廣く後ろに威海衛
の砦あり前ハ刻公島日嶋等の砦ありヒテ
島より陸地に到るまハ防材を設つらねて清国北洋
艦隊の一の要害と頼みつゝ威海衛の砦を一挙
にして陸軍の手にて落ントヒテ ちゝ吉路の北洋
艦隊ハ弱軍の牛耳なれハ刻公島の道を力を
合せ昼夜の警戒急なりヒテ扨此夜ハ一も攻撃
の命令なく水雷艇命惜まぬ やましたの子ハ一
方二方三の艇隊数を尽して進み力く頃ハきさらき
五日の夜月落かゝる威海衛山陰暗くおゝもゝ茫々
知る人歌地の湾いるかゝもふき防材の僅の切れ目を
見出さんと素ゝ悪人悟の水雷隊功成れハ帰らじと兼
思ハ梓弓引放ちゝ勇力をて矢ゝも早く入海や流ゝ

怒涛を凌きて渡るか如き上る波の直ち氷と成て孤を[illegible]

寒風に物凄き思ひぬ決死の勇士なりけり[illegible]献の基

こみを敵愾心[illegible]三月の入る迄[illegible]待居[illegible]やそ月

も入て[illegible]暗夜のくらまぎれ大[illegible]中も定遠近く進みて

放ちし火雷の手[illegible]爆発の音きもるしく水音さつ

と立て尺[illegible]旋廻し頼む定遠も七千余噸の甲鉄艦も大や

抓水の手さへも尽きて帆柱ガ一水面に残して沈み果ぬ実に実

凄まじき有様と成時早く彼は逃しあるところの水雷の爆

発の音もきれく百千の雷の一時に落ぬかと[illegible]来遠

威遠清遠等も悉く打沈の石黒艦隊も鉄隊も全うして

引返しぬる朝ほらけ水雷艇隊万歳と[illegible]声と浦ひ

きいさましき有様かな実にいさましき有様にてかくてき

さらぎ半ばに玉[illegible]北洋艦隊残余の軍艦軍人諸共数て

尽く降伏せしも東洋第一と[illegible]清国の北洋

艦隊全滅に帰し一朝の作戦にて成終てかしこくも

龍顔を悩ましまつること偏に君の御威徳と嬉しさ[illegible]

て[illegible]待後詞

支吐侍後序

せまひ中将に酒をすゝめよとの御言葉にて是又叶の面目

と[illegible]恐るゝ[illegible]嬉しくて祐吉君の付が

男舞

君の代八千代に八千代にさゝれ石の　地歌

らゝらゝ声〳〵八海山こへて四方の国々ひゝき渡り我が

神国の御威光世界にみちみちて御威光世界にみち

くてかさも扇の末広嶋に立業に今日の目出度

けれ